

## 令和3年3月定例会会議録

令和3年豊郷町議会3月定例会は、令和3年3月24日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

教 育 長 堤 清 司  
教 育 次 長 馬 場 貞 子  
社 会 教 育 課 長 中 山 圭 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 神 辺 功  
書 記 久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

- 議 第 6 号 豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議 第 9 号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議 第 10号 豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議 第 11号 豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備およ  
び運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防  
のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議 第 12号 豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議 第 13号 豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議 第 14号 令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）  
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議 第 15号 令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議 第 16号 令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
《文教民生常任委員会委員長報告》

- 議第 17 号 令和 2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 4 号)  
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 議第 18 号 令和 2 年度豊郷町水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 議第 19 号 令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 議第 20 号 令和 3 年度豊郷町一般会計予算  
 ≪予算決算常任委員会委員長報告≫
- 議第 21 号 令和 3 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算  
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 議第 22 号 令和 3 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算  
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 議第 23 号 令和 3 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算  
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 議第 24 号 令和 3 年度豊郷町水道事業会計予算  
 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 議第 25 号 令和 3 年度豊郷町下水道事業会計予算  
 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 請願第 1 号 介護保険に関する請願書  
 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
- 議第 26 号 令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 11 号)
- 請願第 2 号 75 才以上医療費窓口負担 2 割化の中止を求める請願書  
 委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)

(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)

(議会広報常任委員会)

河合議長

おはようございます。

これより3月定例会を再開いたします。ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時58分)

傍聴人の方をお願いをいたします。会議中はお静かにお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、鈴木勉市議員、10番、西澤清正議員を指名いたします。

日程第2、議第6号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長

はい、議長。

河合議長

村岸議員。

村岸総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました、議第6号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、去る3月11日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第6号の審議では、個人の情報が調べられたり、分からない形で提供されることがあるのかの確認や、改正文中にある相当な理由とはどういったものを想定するのかなどを質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第6号の討論に入ります。討論はありますか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第6号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案から日程第7、議第13号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

日比野文教民生常任委員会委員長。

日比野文教民生

常任委員長 はい、議長。

河合議長 日比野議員。

日比野文教民生

常任委員長 改めて、おはようございます。

文教民生常任委員会報告を行います。

去る3月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案から、議第13号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までについて、去る3月16日、委員5名全員出席の下、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め審議を行いました。

まず、議第9号の審議では、調整交付金を第7期のように戻すために8期の3年間で必要と考えることは何か、後期高齢者が今後増加する中で豊郷町の認定率を県平均程度まで下げるための効果的な取組は何か、今後、8期において、介護1までぐらいで継続していける高齢者を増やすための具体的事業の目標をどのように設定しているか、豊郷町の介護保険事業の健全化と町民が重度化しないための取組に向けた考え方についてなどが審議されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

続いて、議第10号の審議では、今回の条例改定における利用者への影響に

ついて、対象となる事業所数についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

そして、議第11号の審議では、これまでに利用者の人権擁護といった面で虐待や問題事例があったかどうか、家庭内の虐待などの問題を報告受けたことはあるのか、豊郷町での地域密着型の介護予防施設数についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

続きまして、議第12号の審議では、効果的な支援として改正された具体的な内容は何か、年間のケアプランの実績数はどれだけか、新年度からのケアプランに係る個人経費負担の有無についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

そして、議第13号の審議では、豊郷町では、障害認定を受けている65歳以上の方で介護サービスを受けている件数や、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の件数についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第9号については、今村恵美子君ほかから修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

今村議員。

今村議員

はい、12番。

それでは、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正動議の提案をさせていただきます。

皆さんのお手元に、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案ということで、第4条を次のように改める修正内容を書かせていただいております。これは、もう1つ最後の説明のところ、介護保険料条例修

正案の説明のところ、町が今回、第8期介護保険料を提起いたしました12段階の金額の修正を行っているものです。

町の標準月額、第8期で6,400円を6,300円に改定をする、修正をするという条例改正案が出されていますが、この修正動議におきましては、第1段階から第7段階までの基準に対する割合は、町提案の割合と同率で修正をいたします。そして、第8段階は町案の基準額割合が1.50となっておりますが、これを1.60に修正いたします。また、第9段階は町案の基準額割合を1.70から1.80に修正いたします。そして、第10段階は町案の基準額割合を1.8から2.0へと修正いたします。そして、第11段階は町案の基準額割合の1.90を2.20に修正いたします。そして、第12段階は町案の基準額割合の2.00を2.40に修正いたします。

今回の修正動議提案に当たりまして、第8期の介護保険料、町案、執行部が出された第7期に対して80円の引下げをする。このことは非常にこの間、第7期以前から豊郷町の介護保険をよくする会、こういった住民団体と一緒に、高過ぎる介護保険料の引下げや、また、介護サービスを減らさない、こういったことを求めてまいりましたが、第7期3年間の事業実績、その計画については、町の給付額実績は執行率は3年間、平均で約95%ということで、お金が余ったということが余剰金として基金に積み上げられました。そのお金を充当して、県下で7期においては3番目に高い介護保険料を引き下げる、こういったことを求めてまいりましたが、国の介護保険制度に対する国庫負担金を増やしていない。こういった社会保障費の削減の中で、介護保険制度はどんどん第1号被保険者の保険料が上がる仕組みがつくられてまいりました。

国のこういった方針を地方に押しつける中でも、県下19市町の中、1市1町、豊郷町は80円の引下げ、また、野洲市では100円の引下げという、こういった高齢者の介護を守る引下げは、今回、町執行部提案でも実現をしてきました。しかし、今回、豊郷町で80円、本当にそれは担当課や包括支援センターの課長さん、センター長、それぞれ皆さん一丸となって町民の高齢者の健康を守るという立場で引下げをしてくれたことには、私も65歳以上の第1号被保険者としては感謝を申し上げ、評価をしているところでございます。

しかし、7期では県下19市町で3番目に高かったのが、第8期では若干下がりましたが、4番目に高いというのが今の現状でございます。こういった中で、町が8期の保険料で非常に努力されたのが、第6段階を引き下げる。豊郷町は本人が非課税で世帯が課税世帯という、こういった人たちが一番高くなる介護保険料のシステムなんです、こういった中でも、高い介護保険料をより

一番集中しているところで引き下げたということは、大変私は評価をしています。

しかし、それでもやっぱり介護保険料は高いんです。これをいかにして引き下げるかということのをいろいろ全国の自治体の事例も参考にして考えてきましたが、やはりこれは払う能力のある方に少しずつご負担を増やしていくというのが、一番介護保険料の標準額を下げるのには効果的であると気づきました。

こういった中で今回の修正動議は、町が80円引下げたのに、さらにあと100円引下げ額を上げる、標準額で180円の引下げになるわけですが、その分の介護保険料の財源をどこの所得段階の方にお問い合わせをするかということで、いろいろ全国の自治体の先進事例などを見て参考にいたしました。

豊郷町で介護保険の負担率が一番高いのは、第5段階と言われる方たちで、この方たちは、本人は年金収入のみで住民税は非課税なんです、ところが世帯が課税世帯であるということで、町案でしたら標準額の6,400円の徴収をされるということで、これが年金収入、月額にしますとそれが非常に高く、年間では6万6,000円以下の人たちがそういう対象になってくるわけですが、1か月以上の介護保険料を年金から払わなくてはならない、天引きをされるという状況です。

また、一方、一番高い12段階、ここには本人が住民税課税で合計所得金額が590万円以上という形で明記をされておりますが、これは、年収としては少なくとも800万円以上の方々を対象になるんです。うちの町長の年間報酬は1,000万円超えますから12段階に入りますが、こういった方々の介護保険料の負担額というのは、月額にしても第5段階の人に比べれば5分の1と少ないわけです。

ですから、こういった豊郷の高額所得者と言われる高齢者の皆さんに少しずつ負担を増やしていただく。この修正案では、第8段階以降の方が年額でちょっとずつ増えるという形になっておりますが、これで計算をすると年間の介護保険料第1号被保険者の収入、今回、新年度特会にも6,400円の標準額で計算されておりますが、その額で引き直しをしても30万円から50万円ぐらいのマイナスが出るという計算になりました。でもこれは、人口推計によるあくまでも計画値算定ですけど、実績は多少変動があると思いますが、3年間この料金で過ごして、1号被保険者の保険料の収入額は町が計画しているよりも100万円から200万円ぐらい減るというだけの基準ではないかということで、町は第8期においても、次の第9期に向けて基金を積み上げなくてはならないということで、新年度でも五百六十数万円、基金財源も予算化されてお

ります。

こういった中で私は、豊郷町の介護保険料を引き下げることが、本当に豊郷で暮らす65歳以上の方たちが、豊郷で喜んで長生きができる、こういった町政をつくっていくことが私たち議員としても最大限努力することが使命じゃないかと考えております。

こういった点で、今回、町には県下19市町の中でも引下げをしたということには大変感謝を申し上げますが、それよりもまださらに100円引き下げる、こういったことも8期の財政計画上は可能であるということをお示ししまして、提案説明といたします。

議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 これより修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議第9号の原案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 皆さん、おはようございます。

議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対して、賛成討論を行います。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、2000年4月に介護保険制度はスタートしました。3年ごとに見直しされ、今年で21年が過ぎ、その間、その時、その時代において制度が見直しされ、今日に至っています。本町はこの条例案に対して理解をしてもらうために、きめ細かな資料の提出がありました。

①介護保険事業の財源、②被保険者の推計、③要介護支援認定者数の推計、④介護保険給付費の推計、⑤給付費推計に基づく第8期介護保険料、⑥介護保険料人口分布など、また、第6段階以下の保険料の率を1.25から1.20に引き下げることで、段階ごとの保険料の増加率をよりなだらかにされており、全体として配慮された修正案と考えております。

よって、私はこの原案に対して賛成討論といたします。

以上です。

河合議長 次に、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

本案は、介護保険料の80円の引下げが提案をされています。また、全員協議会の説明では、県下19市町の中で本町だけが引下げが提案されているという説明でありましたが、これについては、一定の評価をさせていただきたいとは思いますが、介護保険に関する請願書の添付の中にもあるような町民の生活実態を鑑みたとき、さらなる創意工夫によって、今、さらにこの介護保険料を引き下げることが可能だと思いますので、本原案に対しては反対といたします。

河合議長 次に、原案に対する賛成討論を許します。ありませんか。

議員 なし。

河合議長 次に、修正案に対する賛成討論を許します。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案に対して、賛成討論を行います。

提案説明でも示されましたように、本町の場合、階層別保険者構成比は、本人が住民税課税で年間所得が120万円以上、190万円未満という第7段階までの方が95%おられます。そのような方々からは、これでは暮らしていけない、ぎりぎりの生活なんだという悲鳴が上がっています。私自身、介護保険料を引き下げてほしいという署名活動で町内を歩きました。本当に何とかしてほしいという方が、そのようなお声がたくさん聞こえてきました。実感しております。

本条例案改正の提案では、第8期の介護保険料を80円の引下げで6,400円に設定するという一定前進した内容ですが、さらに100円引下げ、合計180円の値下げをして6,300円にする。その改定をするために、介護保険料の負担は痛くもかゆくもないという高額所得者層に応分の負担をしてもらうという内容です。これならば、町民の賛同を得るのではないのでしょうか。私はそう確信しております。

議員各位のご賛同もよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

まず、今村恵美子君ほかから提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案の議第9号について、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。したがって、委員長の報告のとおり議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

これより、議第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第10号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第11号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第 1 2 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 1 2 号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 1 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第 1 3 号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第 1 3 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 1 3 号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 1 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、議第 1 4 号令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 1 0 号) から日程第 1 3、議第 1 9 号令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一予算決算

常任委員長 それでは、議第 1 4 号補正予算の報告を行います。予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る 3 月 5 日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 1 4 号

令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第10号)について、去る3月9日と10日にわたり、委員11名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

税務課の審査においては、歳入では、現年度課税分のコロナ禍の影響と、徴収猶予をする事業所の金額規模はどうか、固定資産税の納税義務者数と軽自動車税の課税台数について。歳出では、固定資産評価業務委託料が減額となった理由と契約金額について。

総務課においては、歳入では、財政調整基金の総額の確認と、特別交付金の振り分けの考え方について。歳出では、会計年度任用職員給の減額理由と、明るい選挙推進費の選挙啓発ポスター募集の取組について、ホースタワー保守点検料や備品購入費、豊郷町防災マップ更新業務委託料の減額理由、防災倉庫の設置と備蓄の状況及び防災士資格取得者の状況についてなど。

企画振興課においては、電子計算管理費の備品減額理由について。

住民課においては、湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会の事業負担金が減額になった背景と、プラスチックごみ処理に対する各市町の考え方、部会の会議状況について、町内ごみ収集に係るカメラ設置の考え方と、し尿処理利用の世帯数について。

地域整備課においては、歳入では、土木費分担金、農地費分担金の補正内容と対象字。屋外広告物許可手数料では、対象物、住宅建築物耐震改修では、上限額についてそれぞれ確認がされました。歳出では、農地費の設計委託料増額の内容と地籍調査の委託減額の内容及び調査実施の進捗状況について、河川敷の管理状況についてなど。

保健福祉課においては、歳入では、交付金が減額になった理由や、民生委員の構成状況と、委員不在地域の対応について。歳出では、長寿祝金や緊急通報システム事業委託料、在宅老人給食サービス事業補助金などが減額になった理由について、養護老人ホーム措置費で措置している人数と、紙おむつ支給の対象人数について。

医療保険課においては、コロナ禍での自立支援健康増進事業委託料と、おでかけ脳トレほっこり井戸端会議委託料の影響と内容について、介護職員初任者研修受講の状況と包括支援センターなどにおける有資格者の状況について、健康診断などにおけるコロナ禍の影響はどうかなど。

産業振興課においては、地域振興に向けた事業要望の状況と対応について。

人権政策課においては、歳入では、町有地公売の状況や、学力補充事業受講料の減額理由と、受講者、講師確保の状況について。歳出では、改良住宅譲渡

に係る物置撤去工事と物件補償の今年度の実情、実績及び対応の状況について、譲渡事業の現状についてなど。

愛里保育園においては、町内での虐待事案の有無と一時保育料の状況について。幼稚園においては、保育料無償化による幼稚園希望者の状況と今後の推移見込み、時間外手当が減額の背景と各種医療検査の実施状況について。

教育委員会学校教育課においては、歳入では、子どものための教育・保育給付費県費負担金が減額になった背景と、多子世帯子育ての応援事業補助金の実績状況について。歳出では、特定建築物定期報告調査業務の対象範囲の確認と地質概要についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、日比野文教民生常任委員会委員長。

日比野文教民生

常任委員長

議長。

河合議長

日比野議員。

日比野文教民生

常任委員長

文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました、議第15号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第16号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）及び議第17号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、去る3月16日、委員5名全員出席の下、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め審議を行いました。

まず、議第15号の審議では、歳入において、県支出金、県補助金の保険給付費等、特別交付金の補正の内容と特別調整交付金の額について、一般会計繰入金が増額になった理由について、雑入の一般被保険者返納金の内容について。歳出においては、レセプト処理負担金が減った理由について、特定健康検診事業費委託料の前年との比較、執行状況について、国民健康保険運用基金積立金の財政健全化の目安の考え方についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

続きまして、議第16号の審議では、歳入において、介護保険料第1号被保

険者保険料のコロナ禍での影響と、減免申請された方の料金段階と状況について、介護保険の調整交付金の介護保険に占める割合について、地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合の今年度の取組内容について、介護保険災害等臨時特別補助金の財源内容について、介護給付費交付金が減額になった理由について。歳出においては、地域密着型介護サービス給付費減額での計画変更要因について、総合相談支援事業権利擁護事業費で、今年度に取り組んだ事業の実績と相談内容、包括支援センターなどの関わりについて、認知症予備軍として想定される人数について、認知症施策推進に係る委託事業の内容について、介護給付費準備基金積立金の今後の見込みについてなどが審議されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第17号の審議では、質疑及び討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長

はい、議長。

河合議長

村岸委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第18号令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)、議第19号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)について、去る3月11日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第18号の審議では、質疑、討論ともになく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

議第19号の審議では、歳入において、営業外収益の他会計補助金で人件費が増額となった根拠について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第14号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第14号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第15号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第15号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第16号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第16号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第17号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第17号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第18号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第18号令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第19号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第19号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算から日程第19、議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 西澤委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 それでは、議第20号、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第20号令和3年度豊郷町一般会計補正予算について、去る3月9日と10日、2日にわたり委員11名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

税務課の審議においては、歳入では、町民税と固定資産税の課税件数とコロナ禍による固定資産税の減免状況について、環境性能割の対象状況について、督促手数料の件数と不動産取得税市町村テープ変換処理交付金の内容について、延滞金の課税率と対象者の期間について。歳出では、固定資産税前納報奨金の率と件数見込み、固定資産評価業務委託の減額の理由について。

総務課においては、歳入では、森林環境譲与税と株式等譲渡所得割交付金の算定の方法について、地方消費税交付金が前年度比較300万円減額の理由と、地方特例交付金のコロナ禍の影響について、財産貸付収入で豊栄のさと貸付料の算定方法について、基金利用率の状況や臨時財政対策債の残高と交付税の見込額について。歳出では、特別職報酬等の新委員と職員懲戒審査委員の委員構成と活動状況について、庁舎建替工事に係る交付税算入等の資金確保の状況について、消防団員数と団員報酬額の内容、交付税の算定される人数と実活動員の人数、消火栓ボックス等の点検と活動に当たって各自治会への指導・啓発の状況について、災害対策費の施設整備と備品購入の内容について。

企画振興課においては、点字と音声による広報の状況について、自治会施設整備事業補助金の対象字の選定と進め方、特定空家に対する相談の状況について、総合戦略策定委員会の活動内容と移住支援金の取組概要について、経済センサス調査に係る調査委員の活動内容とフィルム借上料予算の内容について。

住民生活課においては、歳入では、新婚生活支援事業の内容と、広報周知の状況について。歳出では、国民年金システムの年金者把握の有無とスズメバチ駆除委託料の実施件数と推移について。

地域整備課においては、歳入では、交通安全対策予防の対応状況と社会資本整備総合交付金の内容について。歳出では、農地費の施設整備費に係る入札の考え方や地籍調査の現状と進め方について、除雪委託の現場での対応状況や街路樹剪定の管理状況、河川愛護補助金での活動状況などについて。

保健福祉課においては、歳入では、いきがいサービスの利用状況と男性利用者増加に向けた対策について、医療的ケア児通学保護者支援事業委託金の内容について。歳出では、災害時要援護者台帳整備委託料での台帳運用の状況や、社会福祉協議会との連携の状況、権利擁護サポートセンターの取組概要について、在宅老人給食サービス事業にて対応している人数や、地域見守り事業費補助金の支給内容、すまいるたうんばす運行事業の利便性改善への検討について、在宅高齢者支援助成金と紙おむつ支援事業の実施内容、民生委員選出に対する課題と今後の考え方、出産祝金対象人数の推移についてなど。

医療保険課においては、歳入では、低所得者保険料軽減の実施状況と高額療養費貸付金の利用状況について、地域医療看護師確保対策事業補助金の事業効果の状況について、老人保健事業費の委託料で行う各事業の内容と教室参加負担金の内容について。

産業振興課においては、歳入では、いきがい協働センターの今後の活用展望と、自転車貸付に係る事業の状況について。歳出では、農業委員会の審査状況と2年度に転用された面積、耕作放棄地の面積について、今後の農地保全の対策と展望について、農林業センサスで見た豊郷町の現状と課題を予算に反映させることについて、豊郷特産物振興協議会、豊郷町坊ちゃんかぼちゃ生産支援事業、環境こだわり大豆流通対策事業の各実績の状況、いきがい協働センターの勤務形態と稼働状況及び費用対効果について、有害鳥獣駆除委託の実施状況について、滋賀県信用保証協会保証料補給金で行っている利子補給の内容について、町商工会への連携指導と地域経済の実情把握に対する取組の状況についてなど。

人権政策課においては、歳入では、不動産売払収入で予定している内容と譲渡を希望されている方への対応について、住宅新築資金等貸付の過年度分への対応状況について。歳出では、老人憩の家の活用状況と今後の展望について、公営住宅管理に係る委員設置の内容について、公営住宅修繕に係る対応基準の策定状況と空家募集の対応状況について、設計監理委託料で行う業務の内容と改良住宅管理費の委託業務の内容、経年劣化による点検実績の有無や改良住宅分離工事に係る工事費の対応に対する考え方、教育集会所の稼働状況等についてなど。

愛里保育園においては、保育園での離乳食対応の考え方とアレルギーの対象園児の数について。幼稚園においては、3年度入園の満年齢、各年の年齢前的人数とクラス数について、特別支援に係る子どもの人数と状況、教育・保育支援員の資格保有の状況、会計年度任用職員の給与待遇について。

教育委員会学校教育課においては、歳入では、一時預かりの保育所使用料の料金の設定と今後の一時預かりの対応について、児童福祉費補助金の積算内訳について、滋賀県地域改善対策修学奨励資金返済に係る町の事務関わりの状況について、学びの礎ネットワーク推進事業の内容について、旧校舎貸付料の内訳と学童保育保護者負担金の積算内容について。歳出では、重度障害児保育事業補助金の内容や、弁護士費用を見ている背景と具体的事案の有無について、外国人児童・生徒支援人材派遣委託料の事業内容と、特別支援介助員の報酬額及び設置の状況について、通学途中での事故等に対する学校等の対応など子どもたちへの心のケアの取組状況について、小中学校入学助成金の支給時期や学校評議員の活動と協議内容、不登校の現状などについてなど。

教育委員会社会教育課においては、歳入では、公民館の使用料予算の積算内容について。歳出では、図書館職員の待遇改善やスポーツ人口の推移、高齢者の利用拡大の検討について、スポーツ公園施設の設計委託の内容と各施設の使用後における整備指導の状況についてなど。

会計室においては、基金等の利用状況について。

議会事務局においては、議員研修に係る予算計上についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、日比野文教民生常任委員会委員長。

日比野文教民生

常任委員長

はい。

河合議長

日比野委員長。

日比野文教民生

常任委員長

文教民生常任委員会報告を行います。

去る3月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました、議第21号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第22号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計予算及び議第23号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について、去る3月16日、委員5名全員出席の下、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

まず、議第21号の審議では、税務課においては、歳入で国保加入者の中で18歳未満の人数と均等割での予算額について、子どもの均等割を免除する

ことについての検討の有無について、督促手数料に計上する件数と督促に応じない人、応じられない人の件数について、延滞金で予算化している件数と延滞金の率の確認、延滞者の状況と回収見込みについてなど。歳出では、還付金の件数について質疑されました。

医療保険課においては、歳入では、県補助金の保険給付費等交付金の特別交付金で特別調整交付金市町村分の算定方法と、国民健康保険運用基金の預金先と利率について、保険基盤安定繰入金保険税軽減分の予算内容について。歳出では、国民健康保険運営協議会の会議回数と委員選出の状況について、療養給付費における豊郷町で多い疾病とがんが見つかるケースで多いのはどういったケースか、また、高額医療費の実績、高額介護合算医療費の計算の仕方、出産育児一時金の積算について、傷病手当金の算出と件数、介護給付金対象の世帯数、人間ドックの対象人数枠の拡大の検討について、健康推進員の人員確保に対する行政の関わりについてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

続きまして、議第22号の審議では、歳入では、介護保険料の第1号被保険者保険料予算の算定内容と特別徴収、普通徴収の人数について、介護給付費国庫負担金の減額による介護抑制の有無について、保険者機能強化推進交付金が増額の理由と介護認定審査調査委託金の委託先、低所得者の保険料軽減の状況について質疑がされました。歳出では、介護認定訪問調査員の訪問件数と認定調査に出される件数、趣旨普及費の印刷製本の内容、地域密着型介護サービス給付費の減額で、計画から減額した部分の有無、施設介護サービスでの人数、委託介護住宅改修費の上限額、委託介護予防サービス給付費が増額になった理由、特定入居者介護サービスに係る人数、介護予防生活支援サービス事業に係る負補交区分の各対象事業の事業者数、介護予防事業で取り組む工事と事業予定、地域ケア会議の委員と活動の状況について、介護給付費準備基金積立金の算定根拠と今後の積み立て運用の考え方についてなどが審議されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

続きまして、議第23号の審議では、後期高齢者医療保険料の特別徴収、普通徴収の各対象人数についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。  
次に、村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業  
建設常任委員長 はい、議長。

河合議長 村岸委員長。

村岸総務産業  
建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました、議第24号令和3年度豊郷町水道事業会計予算ならびに議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算について、去る3月11日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第24号の審議では、収益的収入及び支出の部分においては、収入では、加入金として見込んでいる件数と使用料予算への反映の有無について、滞納の実態と給水停止等の状況について、滞納分が予算に明記されていない表記の仕方に対する指摘と今後の改善方法について、水道料金未納者への聞き取りの状況について、営業外収益補助金が増額になっている理由についてなどが質疑されました。支出では、水道漏水待機業務の内容と漏水発生時の対応の仕方について、メーター検針業務員選任の考え方について、水道事業審議会での審議内容について、特別損失として計上している過年度修正損の内容についてなどが質疑されました。

基本的収入及び支出の部分においては、支出において配水管布設替舗装本復旧工事をする箇所の確認と委託料予算で上がっている業務の各内容、業者選定の状況について、繰上償還の状況と今後の見通しについて、キャッシュフロー計算書の表記の仕方についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

続いて、議第25号の審議では、収益的収入及び支出の部分においては、収入では、下水道使用料についても滞納分の予算が含まれての表記になっているのかの確認とその金額について、雨水処理負担金の概要についてと手数料予算の各内容について、他会計補助金が増額になっている理由についてなど。支出では、本管カメラ調査委託業務の内容についてと、下水道事業審議会の活動内容と委員選出の進め方について、総係費で委託している会計支援業務の内容について、資本的収入及び支出の部分においては、収入では下水道事業債が前年比で2,000万円増額している理由について、水道加入の今後の推移状況につ

いてなど。支出では、雨水流出解析調査委託業務と、総合地震対策工事設計委託業務の内容について、漏水点検の啓発状況についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成と可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第20号については、高橋直子君ほかから修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。高橋議員。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 はい。

高橋議員 それでは、議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算案に対する修正案の提案説明を行います。

新型コロナ第3波の終息がいまだ見えない中、県内で変異株まで発見されるという状況になり、町民の生活、暮らし、営業、経済など全てにおいて不安感が増し、困窮度も増しています。その終息への手だてとして、PCR検査の拡大、そして保護、これが求められていますが、本予算には残念ながらそのための予算計上がありませんでした。また、本町は子育て応援のまちとして頑張ってきたこともあり、若い子育て世代が町に残り、また、帰郷したり、移住をする方が増えるなど、ほかの自治体に比べ納税者が増えています。そんな子育て世代への応援策をさらに強めることが求められていますが、なかなかそれが反映していません。この観点から、以下の修正を提案いたします。

まず、歳入の部です。款18繰入金、項1、目1財政調整基金から1,017万6,000円を繰り入れることと、款20諸収入、項5雑入、目3給食事業収入を430万2,000円減額することで、補正後の歳入合計を52億4,400万円、これを52億5,375万円といたします。

歳出の部です。まず、款3民生費、項1社会福祉費、目12障害福祉費、節18負補交の中で補聴器購入補助費を75万円増額し、必要な方がより利用しやすい要件の緩和や助成額を変更する。このことで、聴力低下がもとで日常生活に困難をもたらされている方々を支援するものです。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費は、新規事業としてPCR検査費として100万円の増額です。2万5,000円掛ける40人を見込んでいます。今こそ検査対象者を増やし、早期発見と保護、十分な治療体制の確立で町民の不安に応えるべきだと考えます。

款10 教育費、項1 教育総務費、目3 教育振興費は大学生給付型奨学金を800万円増額するものです。10万円掛ける80人を見込んでいます。コロナ禍で保護者の収入減や本人のアルバイト収入減で学業を続けることが困難になっている学生を支援することは、本人のためということだけではなく、これからの日本を背負う世代が安心して学べる環境づくりをして、将来に向けてきっちりと学んでいただける社会的支援の要素も含んでいます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目3 愛里保育園施設費と、款10 教育費、項4 幼稚園費、目1 幼稚園費の減額430万2,000円は、給食費の徴収をやめる内容です。子育て世代から小中学校に支援している給食費の無料化を、就学前の子どもにも広げてという声が届いています。当然だと思います。年度当初から支援することで、事務的な混乱も防げるものと考えます。

以上、説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 これより修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第20号の一般会計補正予算に対する修正動議に対して、高橋議員に質疑させていただきます。

まず、保育園の給食のことですけれども、今説明がありました。その中でいろいろとおっしゃいましたが、全く徴収しないことの是非を含め、どのように考えられたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

そしてもう1点は、今、保育園に入園できない子どもたちが多くおられます。その人たちのことは大変重要なことであって、保育現場へ子どもたちの完全受入れに向けて対応に苦慮している状況の中、やはり給食の無償化もよろしいけれども、しかし、そちらを先にまず優先するべきではないかなと私は思いますけれども、あなたはどう思っていますか。

そして、障害福祉の補聴器の件ですけれども、今2万5,000円の40人分とお聞きいたしました。そこで令和2年度は30人で2人ということをお聞きしております。当初予算において、予算額があるのにこの時期に増額する必要があると考えられた理由はなんですか。

もう1点、予防費のPCRの助成でございますけども、一人当たりの助成額は幾らなんですやろ。そして、100万円で町民全体を網羅できるのかなど。そして、どこでどのように検査を受けていくのか、具体的な進め方として、どのように進め方を描いているのか。

もう1点、助成要綱については案的なものは考えられているのか、それは予算を執行するに当たり、やはりそういう要綱等々がありますので、そこについてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

もう1点、大学生の給付の支給なんですけども、一人当たりの支給額は幾らと考えておられますか。想定する人数や支給要綱の範囲で、支給のための要綱策定が必要だと私は思いますが、その点についてどうでございますか。

あともう1点、加えてですけども、この予算を見ても増額予算になっております。恐らくこれは自治法の第97条②で、議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできないと自治法に書いておりました。注釈の中で③を熟読していただければ、またもう1つ理解できるかと思っておりますけども、付け加えさせていただきます。

以上です。

高橋議員

議長。

河合議長

高橋さん。

高橋議員

それでは、西澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、給食費のことをお尋ねです。入園がまず云々ということでしたけれども、私がここで言っているのは給食費のことでございます。入園に対しては担当の職員、教育委員会等が日々努力されるでしょうし、その項目は全く上げていませんので、よろしく願います。

そして、入園していない子どもたちのことをお尋ねでしたけれども、高島市の予算が通るかどうか、議決があったかはまだ聞いていませんけれども、予算計上の中に就学していない子どもたちにも、それに見合った額を補助するというような傾向のことも伝え聞いております。ということで、まずはこれを可決していただいて、それでは、それに該当しない子どもたちへも支援しようじゃないかという補正予算なりが組んでいただけたらと思う次第です。

それから、補聴器のことですね。お二人ということだったんですけども、私のもとには、本当に不自由していると、使いたいたいんですけども、自分はその要綱に該当しないから補助がもらえないという方の嘆きを聞いております。だから、希望する人がちゃんとその補助金の枠にはめられるように補助金の要綱

を変えるとか、そういうのは担当課が頑張ってくださいと思います。今の要綱では、なかなか増えていかない、絵に描いた餅になってしまうということを言いたいわけです。

それから、PCR検査については、ぜひお隣の甲良町を参考にさせていただければちゃんと実現は可能だと思います。私は一般質問で、当局にそういう調査をしてほしい、また、額の算定等もしてほしいということを行いましたけれども、確たる答えがないままです。それもどのようにしたら町民が不安なく、何かのときには検査に行ける、そのための助成があるということで安心できる、その体制をぜひいろんな要綱ももちろん作って、当局が頑張ってもらえると信じております。

大学生のことにつきましては、ここにちゃんと人数も書いておりますので、取りあえず該当する方が120人ということがありましたので、大体このぐらいの方が申請するかなという予測のもとに10万円掛ける80人分と、このように述べさせていただきました。

よろしくをお願いします。

河合議長

再質疑ありますか。

西澤博一議員

はい、議長。

河合議長

西澤博一議員。

西澤博一議員

それでは、再質疑をいたします。

保育園、障害、大学生はそれでよろしいです。予防費のPCRの検査ですけども、一人当たりの助成額は幾らと考えているかということ。しかし、予算の関係で高橋議員は100万円とお答えをしております。100万円で町民全体を網羅するということになっていきますけども、そうすると100万円という数字が出てきたということは、一人当たりなんぼかという単価いうものがあると思うんです。それに対して人数当たりが出てくるのかなと思ひまして。

私が調べたところ、1万8,000円とか手数料が1,500円とか何か書いてあったと思うんですけども、そうしたら50人ぐらいなのかなと考えたりするんですけど、しかし、今、高橋さんは100万円で町民全体を網羅するのかわかるとかを私は質問している。そうすると100万円を出してきているということは、恐らく単価が分かっているのかと思います。

そして、要綱もやはり立ち上げないかん。その要綱もどこでどのように検査をしていくのか、そこら辺を明確にしとかんと、今後、仮にこれが通ったときにあなたがやはり提案者ですので、こういうことについて行政と相談しながらやらなければなりません。しかし、行政の方は先ほど言いました97条の点に

ついて、そしたら再議が出てくる可能性もあるのかなど、私自身は個人的に思っています。

以上です。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 PCR検査のことについてお尋ねでした。私、先ほど額も人数も言ったつもりなんです。相場的にいろいろあるみたいなんですよ、だから大体相場的にまだ高いなという方を選んでいきます。担当が教えてくれなかったものですからね。今受けようと思ったらどのぐらいかかるんですか、試算をしてくださいとお願いしたんですけども、一般質問でお答えになりませんでしたので、2万5,000円掛ける40人分、町民全体にとはまだ言っていません。取りあえず、自分がもしかしたら該当するかもしれない、あそこに行ったな、あそこで出たんだったら自分もそうかもしれないな、そのように感じた町民が取りあえず受けられる体制。繰り返しますけれども、一人頭2万5,000円掛ける40人ということで、よろしいでしょうか。

河合議長 再々質疑ありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議第20号の原案に対する賛成討論を許します。

日比野議員 はい、賛成討論。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 原案に対する賛成討論を申し上げます。

一般会計予算は前年度比5.9%増ですけれども、これは庁舎の建て替え事業とか歌詰橋の補強事業等のインフラ設備、これを含まれての、人の命を守る重要な事業が入った予算です。賛否両論いろいろありましたけれども、幸いにも庁舎の建て替え事業は8年越しの第2事業でようやく本年、日の目を見ることができました。この重要な事業を除けば、前年度比マイナスの緊縮財政となっております。

また、本年は新型コロナウイルスの影響で自主財源の確保が難しい状況の中、安全上必要不可欠な事業とそのメンテナンス、それから、住民福祉サービス以外は極力絞った予算編成となっており、堅実な予算設定でございます。かつ継

続的な財政健全化が考慮できた予算編成でよろしいと思っております。

以上の点より賛成とします。議員諸君の賛成を切にお願いいたします。

以上でございます。

河合議長 次に、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

今村議員 原案に対する反対討論。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、議第20号令和3年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

コロナ禍の中で町民の安全や暮らしは今大変疲弊をしています。このようなとき町政がやるべきことは、町民全体の健康をどう守るのか、また、給料や事業収入などが減り、今後の町民の皆さんの生活不安をどう支援していくのか。そして、コロナ禍で多大な我慢を強いられてきた子どもたちの健康と健全な発達保障をどうつくっていくのかが、今、本町の課題ではないかと考えます。

その中で、伊藤町政の令和3年度一般会計予算を見ますと、一番多い額の公共工事は役場庁舎改築事業費です。総事業費約12億6,300万円のうち、令和3年度事業費は約5億3,200万円で、予算上財源内訳は起債、借金であります。約2億9,400万円で、残りの金額、財源は財政調整基金、これは町民の貯金ですが、それと一般財源を充てるというものです。

この庁舎改築事業に対しましては、昨年予算編成時におきましても、工事内容を見直し、身の丈に合った予算にするよう提案をいたしましたが、議会でその提案が通らず、結果的には伊藤町長が当初から進める事業費、工事契約で12億6,300万円という工事の金額になりました。

しかし、今年度3年計画で実施しておりますが、町が多額の大型公共事業を行うことに対して、町長以下、担当課が言ってきたのは、国の交付金事業に乗れば事業費の軽減ができるというものでしたが、その交付金額は全事業費の中の約1億8,000万円ほどで、そして国の交付金を地方交付税に、基準財政需要額に元利償還を30%繰り入れるということの交付金であります。この交付金は向こう10年から15年、地方交付税にその分が分割で町に返ってくるというものです。

こういった中で町は、この工事費を捻出するために町が今回つくりました当初予算案の概要の中を見ますと、町債、町民の借金ですが、この普通債の中で令和元年度末から令和3年度末までに約3億円の起債が増える見込みです。一方、私たち町民の貯金である財政調整基金というのがありますが、これも工事費を捻出するために、令和元年度末残高で約10億円あったお金が令和3年度末の見込みでは約3億円ほどに減ってしまいます。

こういったことをやっていく、このやり方は、今後、借金返済を後年度負担として若者に残していく財政運営です。今、コロナ不況で国民、町民の懐は本当に厳しくなっています。ところが伊藤町政は、政府が推進する国土強靱化に伴う地方大型公共事業の推進に乗り、必要以上の箱物土木工事を進めていると思います。しかし、豊郷町が本来やるべき町政は町民の借金を増やさず、また、基金の無駄遣いも行わない、そして、今、少子高齢化社会、人口減少社会のこの豊郷町の財政運営は堅実で節約型で、そして、コロナ禍で苦しむ町民の苦難軽減のためにこそ、暮らしや福祉、教育などのソフト事業の拡大を進めることが何よりも大事ではないでしょうか。

将来に希望の持てる町民を増やすために、今回の町の当初予算、一般会計予算ではまだまだ不十分です。そういった面で、私は現町予算に対しては反対といたします。

河合議長 次に、原案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 次に、修正案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員 議長、修正案に対する賛成討論。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算に対する修正案に対して、賛成討論を行います。

先ほど提案説明がありましたが、私はその中でも喫緊の課題はPCR検査の拡大であろうと思います。首都圏の緊急事態宣言が解除され、全国的に解除されましたが、感染の拡大は下げ止まりから微増に転じ、今ではリバウンドが心配されている状況であります。そして今、変異株の増大という新しい局面を迎えています。この変異株は滋賀県内でも発生しておりますが、その感染力は普通のコロナウイルスの2倍にもなるのではないかとの報道もあります。滋賀県内でも感染者がなかなか減りませんが、このときこそ町民の命を守るために、医療、高齢者、障害者施設などでPCR検査を実施するとともに、希望する町民にも検査を拡大することが地方自治体の役目であると考え、本修正案に賛成といたします。同僚議員の賛同をお願いする次第です。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議第20号を採決いたします。

まず、高橋直子君ほかから提出された修正案について、起立によって採決い

たします。

本修正案に賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

修正案は否決でしたので、次に、原案の議第20号について起立によって採決いたします。

議第20号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

これより、議第21号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第21号令和3年度国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

豊郷町国民健康保険事業は、町が提出した令和3年度当初予算案主要施策の概要の13ページの基金残高の状況を見ますと、国民健康保険運用基金は、令和2年3月末で5,579万2,000円の見込みです。これは、国保加入者一人当たり約3万円の貯金をしているということになります。滋賀県健康医療福祉部医療保険課の令和3年度国民健康標準保険料料率等の算定についてを見ますと、コロナ禍の影響もありますが、確定係数による標準保険料の算定結果は、令和3年度一人当たりの県平均標準保険料は13万761円で、豊郷町では10万7,370円で、これは、県下19市町の中では一番低い額となっています。

そして、令和2年度の一人当たりの県標準保険料額は14万1,674円なので、今回の豊郷町の標準保険料は令和2年度に比較して約3万円下げてもいいと言えるものです。それで、国保会計の今年度の当初予算を見ますと、国保税収入は約5,000万円の減で、これはコロナ禍の減収がありますので、一人当たりは2万7,500円の減ということですが、まだまだ余剰金が出る会計です。

この間、日本共産党議員団は高過ぎる国保税の軽減施策として、18歳未満の均等割の減免を求めてまいりました。この18歳未満の均等割、これは世界

でも人头割、税法としては非常に悪税と言われている人头割の人頭税でございますが、町国保加入者のうち18歳未満は274人ということで、その均等割を免除する費用は819万円と町の報告がありましたが、納税能力のない子どもから国保税の均等割を掛けるこの国の悪法について、政府も今、人口減少社会になった中で来年度から就学前の子どもの均等割の軽減をすると、こういった方向転換を示してきています。豊郷町は子育て世帯に支援を進めてきた自治体です。まず、子どもの均等割の軽減に足を進める財源は十分にあると判断いたします。

以上の点を指摘いたしまして、本予算ではまだまだ国保世帯ならびに町民の医療を充実していくためには足りないということで反対いたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第21号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第22号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第22号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

本案は、80円引下げの豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を基にして作成されたものであり、先ほど述べた、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案の原案に対する反対討論と同様の趣旨で、本予算にも反対いたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい、議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第22号豊郷町介護保険事業特別会計予算に対する賛成討論を行います。

介護保険制度は高齢者が住みなれた地域で生活を継続するため、介護、医療、生活支援、介護予防の仕組みであり、今後、さらなる高齢化の進展に伴う給付費の増加は避けられないものであります。安定的な介護保険事業の運営に資するために財源の確保は必要不可欠なものであると考えます。

今回、第8期介護保険事業計画の策定に当たり、被保険者及び要介護認定者の推計に基づく必要な介護給付は、第7期の実績を踏まえ適正に算定されていると考えます。さらに県内市町でも、値上げ、また、据置き等をされている介護保険料は介護給付費準備基金を取り崩すことで、本町だけが引き下げるといった努力をされました。その引下げ幅も適正なものとは考えます。また、介護保険事業に必要なサービスに要する経費も適正に見積もられた予算と考えます。

よって、令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計予算の原案に対して賛成いたします。加えて、議第9号の賛成討論も踏まえて賛成討論といたします。

以上です。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第22号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第23号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

次に、議第23号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、議第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第24号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

次に、議第24号令和3年度豊郷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第25号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

次に、議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、請願第1号介護保険に関する請願書を議題といたします。

これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

日比野文教民生

常任委員長 はい。

河合議長 日比野文教民生常任委員会委員長。

日比野文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る3月5日本会議におきまして、当委員会に付託されました、請願第1号について、去る3月16日、委員5名出席の下、慎重に審議を行いました。審議の内容の中では、質疑、討論もなく、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

日比野議員 はい、議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

日比野議員。

日比野議員 個議員として反対討論を行います。

介護保険も国民健康保険、特に協会けんぽになりますけども、同様の仕組みであるため費用に対しては国とか県、町、個人、そして企業がこれを負担しております。社会全体で回す仕組みということから、絶対費用が増大すれば必然的に個人負担が増えるのは当たり前です。この仕組みの中でバランスを取り、介護を保障する必要があります。

また今後は、少子高齢化に伴い介護者の増加傾向は必然となります。一方的に個人負担を下げるというが、その分は結局税金で賄うこととなり、回り回って町民の負担増となります。やがてはバランスが崩れ、財政破綻を招きます。国民健康保険同様、介護も世話にならない努力をする、このため定期健診とか日頃からの健康管理をして総額を減らす努力が第一であり、その切り口より進むのが道義と思います。

まさに国民健康保険制度はそのもので、特に制度崩壊の防止でいろいろな取組をされております。請願書はただ単に個人負担を下げろ、下げろというだけではなく、切り口が違うように思います。

以上のことより反対といたします。議員諸君の賛同を求めます。

以上です。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 請願第1号介護保険に関する請願書に対する賛成討論を行います。

請願書にある私の思いや願いの中には、町民の皆さんから、介護保険を掛けても本当に受けられるのか心配、年金5万円弱の私には高過ぎる、年金は下が

り介護保険料は高過ぎる、少ない年金だから利用料がもったいないのでサービスは使っていない、私は妻に厄介をかけています、どうか介護保険料を下げてくださいなどなど、町民の皆さんの叫びとも言える声がつづられております。

介護保険制度は基本的には国の責任であり、国民の生活に寄り添った抜本的な改善が求められていますが、これらの町民の皆さんの声を受け止め、本町において介護保険料を引き下げることが必要であると思ひ、本請願に賛成といたします。

同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長  
議員

ほかに討論はありませんか。

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第1号介護保険に関する請願書を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員

(起立、多数)

河合議長

起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定されました。

なお、請願第1号介護保険に関する請願書は、豊郷町議会として豊郷町長へ送付いたします。

日程第21、議第26号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

それでは初めに、3月5日に提案させていただきました全議案をご承認いただきまして、ありがとうございます。執行に当たりましては、全職員一丸となって執行させていただきますので、議員の皆さん方にもご協力の方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第26号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第11号)については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,331万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億9,542万6,000円とするものでございます。

歳入では、地方交付税6,636万円、国庫支出金100万円、繰入金30万円を増額するとともに、地方消費税交付金434万9,000円を減額するもの

でございます。

次に、歳出では、総務費6,198万1,000円、衛生費100万円、教育費33万円を増額するものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、7款、1項、1目地方消費税交付金については、額の確定により434万9,000円を減額。10款、1項、1目地方交付税については、額の確定により6,636万円の増額であり、14款、2項、3目衛生費国庫補助金については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金100万円の増額。7ページ、18款、1項、4目公共施設等総合管理基金繰入金に30万円の増額。

歳出では、8ページ、2款、1項、13目減債基金費に6,198万1,000円の増額。4款、1項、2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制構築に必要なシステム改修費100万円を増額し、明許繰越しします。10款、3項、3目学校整備費の施設整備費に33万円の増額をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員

はい、議長、6番。

河合議長

高橋さん。

高橋議員

それでは、議第26号につきまして質疑をさせていただきます。

歳出の部でお願いします。8ページです。保健衛生費の中の委託料で、システム改修委託料100万円とありますけれども、これはワクチン接種関連のことかと思えます。今、私たち町民が知りたいのは、いつ頃町はそういう体制をつくられて、実際に受けられるのはいつ頃なんだろうというのが関心の的だと思います。今分かっている時点のことを教えてください。

それから、10款教育費の中の工事請負費は、通級教室を豊日中学校につくられた執行残だということなんですけれども、今年度は町内のお子さんは何人ぐらいがそこに通われるのか。そして、通級教室というのは私、小学校に付き添ったことがあるんですけれども、中学校の場合も親同伴とかそういう形になるんでしょうか。親御さんの了解がなかなか取れないという実態を知っているんですけれども、その辺の私たちの町の状況を教えてください。

医療保険課長

はい、議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えします。

議第26号一般会計補正予算（第11号）の8ページですけれども、システム改修費用については、国の方のシステム改修、国の方でまたワクチン接種記

録システムというのが構築されますので、それに対する予算というふうになっております。接種についてですけれども、現時点では4月26日の週に全国の各自治体にワクチンが1箱、500ですけれども、配付されるという情報はいただいておりますが、それ以降の情報が現時点ではどの段階で、どの程度潤沢なワクチンが供給されるのかというのは明確なスケジュールが示されておられませんので、確定的なことは申し上げられませんけれども、5月中にはワクチンの接種ができるように現在準備を進めております。

以上です。

**教育次長** はい、議長。

**河合議長** 馬場貞子教育次長。

**教育次長** それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず1点目、何名の方が通うのかということだったと思います。何名が通うかということにつきましては、毎年6月くらいに通級教室に通う方の審査というものがございますので、来年度、豊日中学校に開設される予定の教室に何名通うかということは、今現在、分からないということです。

それと、保護者の方の同伴につきましては、基本は保護者の方が同伴することとなっております。

以上です。

**河合議長** 高橋さん、再質疑ありますか。

**高橋議員** はい。

**河合議長** 高橋さん。

**高橋議員** それでは、教育費の方をお聞きします。

6月に審査をなさって進められるということなんですけれども、先ほども言いましたように、いろんな症状の子どもがいますよね。親御さんがぴったり意識なさって、一緒に行こうというケースというのは、本当にそれが一番望ましいと思うんですけれども、通った方がいいのにな、しかし、親が認知しないために、そういう特別なプログラムでやってくださる授業等を受けられないという子どもも出てくる可能性もあると思うんですけれども、そういう理解がないために、なかなかここに足を運べない家庭の状況というのはつかんでおられますか、お願いします。

**教育長** はい、議長。

**河合議長** 堤教育長。

**教育長** 高橋議員さんの再質疑にお答えいたします。

先ほど次長も申しましたように、個々の案件につきましては、年間何回か行

っております入級審査会というのがあります。そこでもって、個々の児童の状態等を把握しております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第26号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第11号）について質疑を行います。

6ページ、まず、歳入の方ですね。ここの歳入の款10地方交付税で、地方交付税の特別地方交付税が確定して増額の補正になっておるんですが、令和2年度の特別交付税の確定金額は幾らですか。

それと、令和元年度の特別地方交付税と比較して増減はどのくらいになっているのか。町内の同和対策事業起債は終わっていますが、その交付税算入分がぼちぼち基準財政需要額の中でも、どんどん減ってきているので消えていくんですが、この特別交付税は今後、町長は二町連絡会ということで、豊郷、甲良で政府にも陳情に行っているというお話ですが、そういう中身で今後の動向はなるのかちょっと説明をお願いいたします。

それと8ページの歳出の方で、ここで減債基金費というところに、これが特交付の歳入がほぼこちらに減債基金積立金6,198万1,000円と歳出計上がされておりますが、これを入れて、今直近の減債基金現在高はどのくらいになるのか、それについても説明をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、特別交付税につきましてお答えいたします。

二町連携でやっておりますけれども、特別交付税は交付税の中で今まで6%を縮小していくという国の方向であります。それで、減額が将来されていくと思います。それと、近年の自然災害で相当な被害を及ぼしておりますので、それは特別交付税で手当てされております。よって、災害がたくさんあるときには特別交付税は減額になる、そのような状況でございます。

総務課長 はい、議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質問にお答えします。

特別交付税、令和2年度の額は3億1,636万円です。令和元年度が3億1,518万3,000円でしたので、117万7,000円の減額となります。

次に、8ページの減債基金の残高は幾らかということですが、令和3年度末の見込額は6,315万5,000円です。

河合議長 暫時休憩いたします。再開は11時15分から。

(午前11時10分 休憩)

---

(午前11時14分 再開)

河合議長 再開いたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 申し訳ございませんでした。

まず、令和2年度の額が3億1,636万円で、令和元年度が3億2,960万6,000円で、1,324万6,000円の減で、約4%の減となっております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 6ページの特別交付税ですが、念のため確認ですが、特別交付税は先ほど町長からもありましたが、おおよそ96%が一般交付税で、4%が特別交付税とされていますよね。先ほど答弁のあった分は、この4%の特別交付税の分なんですか。

今日は詳しく言いませんが、また後で議論させてもらいますが、特別交付税の中には二町対策連絡協議会、これは私も関わりましたが、1970年代に全国で当時行われていた同和対策事業対象実施地域で、その自治体の中で対象人口が30%を超える自治体が、当初、全国で40地区ほどありました。そこで同和対策事業を実施するために、特別な交付税をとということで、私も国会に何度か請願に上がりました。今、その残地として残っているのが県内では、虎姫町が合併いたしましたので、二町連絡会ということで陳情が続けられています。

そこを通して4%の特別交付税の中で、私は特交の中の特交、特別平衡交付税だというふうに申し上げてきましたが、その分も含まれているのではないか

ということを常々申し上げてきましたが、詳しいことは今日の質疑では避けませんが、先ほどの課長の答弁にあった3億円云々の分は、その4%の分なのか、そこをはっきりしておかないと、また、後々混乱してもいけないと思うので、その点の確認だけです。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の質問にお答えします。

確かに2町陳情を行っております。その効果があるのかどうかは、この算定基準というのは町から出しているわけではなくて、県の方で、例えば交付税の主な算定項目の中に、除雪経費とか、災害関連、鳥インフルエンザ対策、地域医療の確保、地域交通の確保、公営企業の経営基盤強化、消防・救急なども含まれた中での、県が試算しての交付となりますので、その交付額がそのほかにもいろいろ勘案されて交付いただいておりますので、パーセンテージはちょっと分からないんですが、2町陳情することによってたくさんいただいているのは確かかなと思っております。

以上です。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの質疑にお答えいたします。

おっしゃったように2町で行っておりますのと、もう1つは全国の協議会がございます。それはおおよそ20%以上の市町村ということで、ちょっと資料は今手元にないんですけれども、大体11か十四、五ぐらいの市町村で構成をされて、それはそれで同じように財政支援をしてくれということで国に陳情もしとる。

2町の場合はそういう形でやっております。しかしながら、町の場合は県の方で配分されますので、国の方にそういう事情があるさかいに、ひとつ国まで来ている。大臣やら副大臣に直接お願いして、そういうふうには滋賀県のこの2町が来とるさかいに、また、国の方から県の方にしっかりそれは手当てしたってくれよということでもありますので、金額については県の方で配分されますので、多分加味していただけるものと我々は思って陳情活動を行っておりますので、その点ご理解のほどよろしく願いいたします。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、議第26号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
これより議第26号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。  
よって、議第26号は原案のとおり可決されました。  
日程第22、請願第2号75才以上医療費窓口負担2割化の中止を求める請願書を議題といたします。  
紹介議員である今村恵美子議員の説明を求めます。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 75才以上医療費窓口負担2割化の中止を求める請願書。犬上生活と健康を守る会、松元仁子さんの方から提出をいただいております。  
日頃から、住民の暮らしと健康を守るためご尽力いただいていることに敬意を表します。下記の請願項目をぜひご検討いただきたいということで、請願趣旨。  
政府は、2020年12月15日の閣議で、75歳以上の医療費窓口負担について年収200万円以上（単身の場合）の約370万人を対象に1割から2割に引き上げることを決定いたしました。そして、関連法案を今通常国会に提出し2022年度の後半に引上げを実施する構えです。  
1割負担でも深刻になっている高齢者の受診控えが、コロナ禍の中の受診抑制と重なり、高齢者の命と健康をどのように守るかが問われています。このような時に窓口負担を引き上げるのは受診控えに追い打ちをかける政策です。  
国は、現役世代への給付が少ない、負担能力に応じたものへと改革していくと言っていますが、高齢者は長年にわたって社会保険料や税金を納め、支える役割を果たしてきました。  
又、1割と2割を区分する金額として200万円の収入をもってくるのは、個々の生活状況を見ないで、人間らしく暮らし生きていく上で、低過ぎると言わざるを得ません。  
税制改革や国家予算の組み方で、社会保障を充実させ、だれもが安心して医

療にかかれることが出来ることを願います。

以上のことから、下記の請願事項、国に対し75才以上医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書を提出してください。

同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議あり。

河合議長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、委員会付託にすることは否決されました。

これより、請願第2号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 はい、賛成討論です。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議員 なし。

河合議長 次に、法案に対する賛成討論を許します。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、請願第2号75才以上医療費窓口負担2割化の中止を求める請願について、賛成の討論を始めます。

1割と2割を区分する金額として年間収入200万円を持ってくるのは、厚生労働省の発表では高齢者の52%に当たります。厚生労働省の試算では、年平均3万4,000円の負担増になるとなっています。3年間の配慮措置をするとしても、年間平均2万6,000円の負担増です。消費税は10%にも上がり、年金は下がる一方です。これ以上高齢者に負担増を強いることは、経済的理由で医療を受けられなくなることであり、事態を一層深刻化させます。早期発見、早期治療の遅れで重症化すれば、逆に医療費は膨らみますから、負担増に道理はありません。

この背景には、かつて老人医療費では45%を占めていた国庫負担割合を35%に引下げ、現役世代に肩代わりをさせた制度改革が根本にありますから、この仕組みを改めて国庫負担を引き上げることや、軍事費を削るなどの政策転換で社会保障を充実させることが必要です。そのことを国に訴えることを求める請願です。

皆さんの周りにおられる高齢者の方のお顔を思い出して、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第2号75才以上医療費窓口負担2割化の中止を求める請願書を採決いたします。

請願第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択となりました。

日程第23、委員会の閉会中の継続調査申し出について。議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の設備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉、保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算ならびに委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。これにて、令和3年3月第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時32分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和3年3月24日

豊郷町議会議長

議 員

議 員